

第 5 6 号議案

足立区自転車の駐車秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 7 年 6 月 7 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区自転車の駐車秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例の
一部を改正する条例

足立区自転車の駐車秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和
5 8 年足立区条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

題名中「自転車」を「自転車等」に改める。

第 1 条中「自転車の駐車秩序」を「自転車等の駐車秩序」に、「自転車
駐車場の整備」を「自転車等の駐車対策の総合的推進」に、「一般公
共用自転車駐車場」を「一般公共用自転車等駐車場」に、「大量の自転
車」を「大量の自転車等」に、「自転車駐車場の設置」を「自転車等駐
車場の設置」に、「自転車の放置」を「自転車等の放置」に改める。

第 2 条第 2 号中「自転車」を「自転車等」に改め、同号を同条第 3 号
とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（ 2 ） 自転車等 自転車又は原動機付自転車（道路交通法第 2 条第
1 項第 1 0 号に規定する原動機付自転車をいう。）をいう。

第 4 条及び第 5 条中「自転車」を「自転車等」に改める。

第 6 条（見出しを含む。）中「自転車」を「自転車等」に改める。

第 2 章の章名中「自転車」を「自転車等」に改める。

第 7 条の見出し中「自転車」を「自転車等」に改め、同条第 2 項中「自
転車」を「自転車等」に改める。

第 3 章の章名中「自転車」を「自転車等」に改める。

第 3 章第 1 節の節名中「自転車」を「自転車等」に改める。

第14条から第16条までの規定（見出しを含む。）中「自転車」を「自転車等」に改める。

付 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

（提案理由）

原動機付自転車を含む自転車等の駐車秩序の確保及び自転車等駐車場の整備を図るため、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。